



一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度

:

:

法人名

特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否											
試験研究費の額		1	円			税 額 控 除 割 合 の 計 算	令和9年4月1日以後に開始する事業年度の場合	(9) > 15%かつ令和11年3月31日以前に開始する事業年度の場合	18	C08	
控 除 対 象 試 験 研 究 費 の 額 の 計 算	同上のうち特別試験研究費以外の額	2	G01					$\frac{11.5}{100} + ((9) - \frac{15}{100}) \times 0.375$	19	C09	
	(1)のうち一般試験研究費の額に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額	3	G03					3 % < (9) ≤ 15 % の 場 合 又 は (9) > 3 % かつ令和11年4月1日以後に開始する事業年度の場合	20	C10	
	控 除 対 象 試 験 研 究 費 基 準 額 (2) + (3)	4	G04					$\frac{8.5}{100} + ((9) - \frac{3}{100}) \times 0.25$	21	C11	
	(4)のうち国外委託試験研究に係る試験研究費の額	5	内	G06				(9) ≤ 3 % の 場 合	22	C12	
			G08					$\frac{8.5}{100} - (\frac{3}{100} - (9)) \times \frac{8.5}{13}$ (マイナスの場合は0)	23	C13	
	控 除 対 象 試 験 研 究 費 の 額 (4) 又は ((5) × $\frac{50、60又は70}{100}$ + (4) - (5))	6	内	G09				税 額 控 除 割 合 ((12)、(18)、(19)又は(20)) + ((12)、(18)、(19)又は(20)) × (13) (小数点以下3位未満切捨て) (0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)	24	C14	
増 費 減 割 試 合 験 の 研 計 究 算	比 較 試 験 研 究 費 の 額 (別表六(十一)「5」)	7	G11			税 額 控 除 限 度 (6) × ((17)又は(21))	調 整 前 法 人 税 額 (別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」)	(11) > 10 % の 場 合 の 特 例 加 算 割 合	25	G13	円
	増 減 試 験 研 究 費 の 額 (1) - (7)	8	G12						26	G14	
	増 減 試 験 研 究 費 割 合 $\frac{(8)}{(7)}$	9	C01						27	C15	
令開の和始試験年研究月業費31年割合のの前場計に合算	平 均 売 上 金 額 (別表六(十一)「10」)	10	G07			当 期 税 額 基 準 額 の 計 算	令和9年3月31日以前に開始する事業年度の場合	$((11) - \frac{10}{100}) \times 2$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1を超える場合は0.1)	28	C16	
	試 験 研 究 費 割 合 $\frac{(1)}{(10)}$	11	C02					(9) > 4 % の 場 合 $((9) - \frac{4}{100}) \times 0.625$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.05を超える場合は0.05)	29	C17	
税 額 控 除 割 合 の 計 算	設立事業年度の場合又は(7) = 0 の場合	12	0.085		基 準 額 の 計 算	令和9年4月1日以後に開始する事業年度の場合	(9) < マイナス4 % の場合((11) > 10 % の場合を除く。)	30	C18		
	(11) > 10 % の場合の控除割増率 $((11) - \frac{10}{100}) \times 0.5$ (0.1を超える場合は0.1)	13	C03				$((9) + \frac{4}{100}) \times 0.625$ (小数点以下3位未満切捨て) (マイナス0.05未満の場合はマイナス0.05)	31	C19	円	
	(9) > 12 % の 場 合 $\frac{11.5}{100} + ((9) - \frac{12}{100}) \times 0.375$	14	C04				当 期 税 額 基 準 額 ((23) + (別表六(十三)「12」)) × (0.25 + ((24)と(25)のうち高い割合)又は(26)))	32	G15		
	0 ≤ (9) ≤ 12%の場合又は(9) ≤ 12%かつ令和8年3月31日以前に開始した事業年度の場 合 $\frac{11.5}{100} - (\frac{12}{100} - (9)) \times 0.25$ (0.01未満の場合は0.01)	15	C05				(9) > 7 %かつ令和11年3月31日以前に開始する事業年度の場合 $((9) - \frac{7}{100}) \times 0.625$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.05を超える場合は0.05)	33	C20		
	(9) < 0かつ令和8年4月1日以後に開始する事業年度の場合 $\frac{8.5}{100} + (9) \times \frac{8.5}{30}$ (マイナスの場合は0)	16	C06				(9) < マイナス1 %かつ令和11年3月31日以前に開始する事業年度の場合((11) > 10 % の場合を除く。)) $((9) + \frac{1}{100}) \times 0.625$ (小数点以下3位未満切捨て) (マイナス0.05未満の場合はマイナス0.05)	34	C21	円	
	税 額 控 除 割 合 ((12)、(14)、(15)又は(16)) + ((12)、(14)、(15)又は(16)) × (13) (小 数 点 以 下 3 位 未 満 切 捨 て) (0.14 を 超 え る 場 合 は 0.14)	17	C07				当 期 税 額 基 準 額 ((23) + (別表六(十三)「12」)) × (0.25 + ((24)と(28)のうち高い割合)又は(29)))	35	G16		
							当 期 税 額 控 除 可 能 額 ((22)と((27)又は(30))のうち少ない金額)又は(別表六(九)付表「34」、「37」又は「39」)	36	G17		
					調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(六)「8の①」)	37	G18				
					法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (31) - (32)	38	G02				

別表六(九) 令八・四・一以後終了事業年度分